

## 第 32 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和 5 年 3 月 3 日
2、招集場所	御嵩町役場 北庁舎 3 階 中会議室
3、開会	午前 9 時 00 分
4、会議に付された件名	<p>議第 102 号：農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について</p> <p>議第 103 号：農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用申請に対する意見について</p> <p>議第 104 号：農用地利用集積計画について</p> <p>議第 105 号：農用地利用配分計画に対する意見について</p> <p>議第 106 号：農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による最低運営面積(別段の面積)の廃止について</p> <p>報第 34 号：農地改良届について</p> <p>報第 35 号：農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について</p>
5、事務局	<p>事務局長 渡 邊 一 直</p> <p>事務局次長 佐 橋 良 太</p> <p>書 記 長 瀬 弘 樹(欠席)</p>
6、会議録署名者	—
7、欠席委員	—
議 長	<p>ただ今の出席委員は、14 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 32 回御嵩町農業委員会を開会します。</p> <p>会議録署名者に、2 番 木村 博子 委員、3 番 鍵谷 正 委員を指名します。</p> <p>それでは、議第 102 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局次長	<p>2 ページをご覧ください。議第 102 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について。</p> <p>別表のとおり農地法第 5 条第 1 項の規定による申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3 ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は 1 ページから 20 ページまでをご覧ください。以上です。</p>
議 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります

<p>11 番 田中委員</p> <p>議 長</p>	<p>す。</p> <p>1 号事案について、11 番 田中 宣行 委員 説明願います。</p> <p>11 番田中です。1 号事案について説明します。</p> <p>事務局から説明があった箇所については省略します。資料の 5-1 をご覧ください。</p> <p>事前説明を 2 月 16 日、現地確認を 2 月 24 日に行いました。</p> <p>申請地は東農高校から東南に直線で 100 メートル、またコメリより北東約 50 メートルの場所です。</p> <p>今回の申請地は令和 4 年 6 月 30 日付けで資材置場として転用を受けた隣接の場所です。</p> <p>申請地は〇〇〇—〇、〇〇〇—〇、〇〇〇—〇の 3 筆です。</p> <p>申請地の北西側は用悪水路及び道路、南側は今回の申請地、東側は田で隣地承諾済みであります。</p> <p>転用の目的は貸駐車場敷地です。</p> <p>権利を設定しようとする理由、譲受人は申請地から南西 150 メートルの場所に建物を所有し、現在新丸山ダム建設工事をする大手ゼネコンに現場事務所及び宿舎として貸与しておりますが、現場作業員の駐車場が不足していることから貸駐車場として申請するものです。また、譲渡人 3 名は町外に住んでおり申請地での耕作が困難であるため売却するものであります。</p> <p>資金調達について、全額自己資金で賄いますということで、金融機関の預金通帳が添付されております。</p> <p>転用の目的に係る事業・施設の概要は、許可から 6 か月以内に 3 筆造成、1,032 m<sup>2</sup>を造成する予定です。</p> <p>権利を設定又は移転しようとする理由の内容、許可あり次第所有権移転を行い、存続期間は永年となっております。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要について、周囲にはコンクリートブロックを設置し隣接する土地には土砂等の流出を防止します。</p> <p>雨水については、自然浸透で処理し、汚水の発生はありません。</p> <p>万が一周囲に被害を及ぼした場合は、申請人により処理解決致しますと記載があります。</p> <p>添付書類といたしまして、土地利用計画図、県知事宛て誓約書、預金通帳の写し、隣地承諾書、板良川水利組合同意書、代替地検討資料、申請代理人委任状が添付されております。</p> <p>以上のことでございます。みなさまの審議をよろしく願います。</p> <p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
-----------------------------	---

事務局次長	<p>本件については駐車場台数の必要性や、賃貸借契約の期間等について追加の確認が必要なため、保留とさせていただきます。以上です。</p>
議 長	<p>今説明がありましたように、考えてみますと東農高校下の〇〇牧場さんのところから一体を駐車場申請ということで出てきておりますけれども、賃貸契約に伴った駐車場というところと、現在プラントにしてある一時転用を認めたことがあったりという関係があったりして、事務局と申請者の間でもう少し詰めをしていただいで次回までに明確な資料を添付したうえで対応したいということであります。みなさまよろしいでしょうか。</p>
委員全員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたとおり、1号事案は保留とします。 次に2号事案について、12番田中 幹三郎 委員 説明願います。</p>
12 田中委員	<p>12番田中です。2号事案について説明します。 事務局より朗読のありました事項については割愛させていただきます。 資料5-2をご覧ください。 申請地の場所は中保育園より西へ約200メートルの所です。 権利を設定し、又は移転しようとする理由の詳細は以下の通りです。「新たに太陽光発電設備用地を探していたところ、日当たりが良く計画規模に適した申請地を見つけ、また地主様も土地の管理が難しい状況であり、「地球温暖化対策の推進に関する法律」により定めるところの、温室効果ガス排出抑制に資する、太陽光発電設備の設置による土地の有効利用に賛同して頂けたため。」という内容です。 申請書類に関しては、誓約書、実施に必要な資力があることを証明する書類の代わりに、親会社である、株式会社〇〇〇の金融商品取引法に基づく四半期有価証券報告書を添付してきております。2022年9月30日時点において現金又は現金同等物として177億飛んで7百万円保有していると主張しております。隣地同意書、水利組合同意書についても確認しました。 転用によって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要の確認については2月24日、現地確認により行いました。 以上のことから、2号事案の申請内容については、「御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例」に定める要件を満たしておれば、問題ないと思えます。 皆様のご審議をお願いします。</p>

議 長	<p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>「御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例」に定められている事前届出が受理されていないため、書類不備として保留とさせていただきます。以上です。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたとおり、2号事案は保留とします。</p> <p>次に3号事案について、12番 田中 幹三郎 委員 説明願います。</p>
12番 田中委員	<p>12番田中です。3号事案について説明します。</p> <p>事務局より朗読のありました事項については割愛させていただきます。</p> <p>資料5-3をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は中保育園より西へ約200メートルの所です。</p> <p>権利を設定し、又は移転しようとする理由の詳細は以下の通りです。「新たに太陽光発電設備用地を探していたところ、日当たりが良く計画規模に適した申請地を見つけ、また地主様も土地の管理が難しい状況であり、「地球温暖化対策の推進に関する法律」により定めるところの、温室効果ガス排出抑制に資する、太陽光発電設備の設置による土地の有効利用に賛同して頂けたため。」という内容です。</p> <p>申請書類に関しては、誓約書、実施に必要な資力があることを証明する書類の代わりに、親会社である、株式会社〇〇〇の金融商品取引法に基づく四半期有価証券報告書を添付してきております。2022年9月30日時点において現金又は現金同等物として177億飛んで7百万円保有していると主張しております。隣地同意書、水利組合同意書についても確認しました。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要の確認については2月24日、現地確認により行いました。</p> <p>以上のことから、3号事案の申請内容については、「御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例」に定める要件を満たしておれば、問題ないと思います。</p> <p>皆様のご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>「御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例」に定め</p>

	<p>られている事前届出が受理されていないため、書類不備として保留とさせていただきます。以上です。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたとおり、3号事案は保留とします。</p> <p>次に4号事案について、事務局より説明願います。</p>
事務局次長	<p>4号事案について説明します。資料は13ページから16ページをご覧ください。</p> <p>本件については2月3日の農業委員会総会にて田中幹三郎委員より説明があったものです。審議の結果「御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例」に基づく事前届出が受理されていないため保留となっていました。届出の受理が確認されたため審議頂くものです。以上です。</p>
議 長	<p>事務局から説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。4号事案につきまして、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、4号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に5号事案について、事務局より説明願います。</p>
事務局次長	<p>5号事案について説明します。資料は17ページから20ページまでをご覧ください。</p> <p>本件については4号事案同様、2月3日の農業委員会総会にて田中幹三郎委員より説明があったものです。審議の結果、「御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例」に基づく事前届出が受理されていないため保留となっていました。届出の受理が確認されたため審議頂くものです。以上です。</p>
議 長	<p>事務局より説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項の</p>

	<p>規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種能吏に位置付けられます。以上です。</p> <p>採決に入ります。5号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、5号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に議第103号農地法第4条第1項の規定による農地転用申請に対する意見について、議題とします。事務局より朗読願います。</p>
<p>議長</p>	<p>4ページをご覧ください。議第103号農地法第4条第1項の規定による農地転用申請に対する意見について。</p> <p>別表のとおり農地法第4条第1項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。5ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は21ページから24ページまでをご覧ください。以上です。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1号事案について、12番田中幹三郎委員説明願います。</p>
<p>議長</p>	<p>12番田中です。1号事案の説明をします。</p> <p>事務局より朗読のありました事項については割愛します。</p> <p>資料4-1をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は御嵩小学校南西の点滅信号より西へ50メートルほどのところですが。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は以下の通りです。「申請人は現在、賃貸住宅に家族4人で住んでおります。住まいが手狭になってきましたので申請地及び一体利用地に自己用一般住宅を建築したい。」という内容です。</p> <p>申請書類に関しては、誓約書、住宅ローン事前審査結果のお知らせ、隣地承諾書について確認しました。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要については2月24日、現地確認により行いました。</p> <p>以上から1号事案の申請内容に問題はないと思います。</p> <p>皆様のご審議をお願いします。</p>
<p>12番田中委員</p>	<p>委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑あ</p>
<p>議長</p>	

事務局次長	<p>りますか。          質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1号第1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。          挙手全員であります。よって、1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に議第104号農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局次長	<p>6ページをご覧ください。議題104号農用地利用集積計画の決定について。          農用地利用集積計画の決定について別表のとおり決定するものとする。7ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は25ページから27ページまでをご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1号事案、2号事案につきましては、田中 幹三郎 委員の関係事案ということで退席をお願い致します。</p> <p>(12番 田中 幹三郎 委員) 退席</p>
議 長	<p>1号事案について、伊左治 幸次 推進委員 説明願います。</p>
伊左治 推進委員	<p>2月26日の日に石渡委員と現地確認をしまして、非常にきちっとできておりまして、特に問題はないと思います。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p>
9番 日比野委員	<p>1つよろしいでしょうか。          存続期間がそれぞれ違いますが、これはどういうことでしょうか。</p>

事務局次長	こちらについては、期間は自由に定められるというのが前提にありまして、あくまでも貸人、借人間での合意の上での期間設定になるので特段これについての問題はないと考えます。
9番 日比野委員	期間設定に決まりはないということですね。
事務局次長	はい。そうです。
9番 日比野委員	ありがとうございます。
議 長	ほかに質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、1号事案は可決しました。  次に、2号事案について、伊左治 推進委員 説明願います。
伊左治 推進委員	1号事案と同様にしっかりとできておりました。問題はないと思います。
議 長	委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、2号事案は可決しました。 田中委員の着席を認めます。  (12番 田中 幹三郎 委員) 着席
議 長	次に、3号事案について、伊左治 推進委員 説明願います。
伊左治 推進委員	これについても2月26日に石渡委員と確認してきまして、問題ないと思います。
議 長	委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。

事務局次長	特にありません。
議 長	<p>採決に入ります。3号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、3号事案は可決しました。</p> <p>次に議第105号 農地利用配分計画に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局次長	<p>8ページをご覧ください。議第105号 農用地利用配分計画に対する意見について。</p> <p>別表のとおり農地中間管事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画について、委員会の意見を求めるものとする。9ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は28ページをご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>事務局から説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>当該地につきましては、現在、農地中間管理機構による1回目の耕起が完了し、3月中に2回目の耕起を予定しております。2回目の耕起完了後、耕作者へ引き継ぐ予定です。</p> <p>改めまして農業委員会皆様、また中地区委員の皆様のご協力に感謝申し上げます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1号事案について適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1号事案は可決しました。</p> <p>次に議第106号 農地法第3条第2項第5号の規定による最低経営面積（別段の面積）の廃止について、議第とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局次長	<p>10ページをご覧ください。議第106号 農地法第3条第2項第5号の規定による最低経営面積（別段の面積）の廃止について。</p> <p>別表のとおり農地法第3条第2項第5号の規定による最低経営面積（別段の面積）の廃止について、委員会の意見を求めるものとする。</p> <p>11ページをご覧ください。農地法第3条の申請の許可は、申請地取得後の経営面積が最低経営面積に達することが要件の一つとなっていましたが、この最低経営面積が令和5年4月1日施行予</p>

<p>議 長</p>	<p>定の農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）にて、撤廃されることとなりました。</p> <p>つきましては、御嵩町はこれまで30アールとしていた最低面積を撤廃することに関する告示を令和5年3月17日付けで行いたいと考えております。皆様の審議をお願いします。</p> <p>私の方からもう少し具体的に申し上げますと、30アール以上の土地を持っていないと農地が買えなかったといういままでの農地法の基準があったのが、土地を持たなくても農地が買えるということでした。</p> <p>ということで、今回法律改正に伴って御嵩町の農業委員会も申請があった場合、最低30アールを持っているかどうかについては、問題視しない形で売買を進めていくという理解をしていただければと思いますが、どうでしょうか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>一応、補足させていただくと、いわゆる三反要件というものですけれども、これが無くなって誰でも簡単に買えるということではなく、しっかりと耕作ができるか、機械を持っているか、農地の近くに住んでいて通えるか等については引き続き厳しく審査していくこととなりますので、この要件が無くなることでいろんな申請が増えてくると思われそうですが、すべて認めていくわけではなくしっかりと審査をしていきたいと考えておりますので、お願いを致します。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありますか。</p>
<p>1 番 青木委員</p>	<p>国としては廃止するけど、御嵩町としてはさっき事務局次長がお話してた農地の近くに住んでいるとか農機具をしっかりと持っていて、田んぼの管理が今後しっかりとできるのかというのを、御嵩町として申請者に求めていくということですかね。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>そうですね。いままでもそのような観点で審査はきていますので、そこについては新たにということではなく、引き続きそういう観点で見ていくということですね。</p>
<p>1 番 青木委員</p>	<p>そうすると、買いたい方からそんな法律がどうのこうのと言われる場合もあるかと思いますが。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>もちろん今言ったような営農ができるかとかことについては、しっかり手引きや法律の中で定められているので、根拠なしで言っているわけではなくしっかりと根拠に基づいて審査をしているんだということで対応しておりますので、そこはしっかりと対応していきたいなと思っております。</p>

1 番 青木委員	はい。ありがとうございました。
12 番 田中委員	すいません。
議 長	はい。どうぞ
12 番 田中委員	この区分というところに、農振以内の農用地区域等が書いてありますが、これはどういうことでしょうか。全ての農地ということでしょうか。
事務局次長	はい。これ難しく書いてあるだけで町内のすべての農地ということになります。
12 番 田中委員	はい。すいません。ありがとうございました。
議 長	ほかに質疑ありませんか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	採決に入ります。議第 106 号について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって議第 106 号は適当と認めます。
事務局次長	次に報第 34 号 農業用施設届について、事務局より報告願います。
事務局次長	12 ページをご覧ください。報第 34 号 農地改良届について。 別表のとおり農地改良届があったので委員会に報告するものとする。13 ページをご覧ください。
議 長	(朗読) 別添資料は 29 ページから 32 ページをご覧ください。以上です。
議 長	1 号事案について、6 番 鍵谷 道隆 委員 説明願います。
6 番 鍵谷委員	6 番 鍵谷です。農業用施設届、農機具倉庫です。プレハブのようなものです。 土地の所在地ですが、伏見郵便局より北西 150 メートルの場所です。 推進委員の奥村幸美さんと 2 月 19 日に現地確認をしました。施設の関係なんですが、施設建物の面積ですね、16.5 m <sup>2</sup> で先ほど事

	<p>事務局より説明があったとおりです。</p> <p>一応 20 m<sup>2</sup>未満ということで、農地転用がいないということですから敷地面積ですが、97 m<sup>2</sup>、ですから 200 m<sup>2</sup>未満ということで、農地法の許可を要しない面積となっています。</p> <p>隣地には届者以外の農地がありません。道路とかはありますが、農地はありません。</p> <p>20 m<sup>2</sup>未満の建築物に対して、受益者負担金が発生するか迷いました。今日事務局のほうから返答がありました。私は問題ないと思いますので、皆さんよろしくお願い致します。以上です。</p> <p>続いて、奥村 幸美 推進委員 現地の状況はどうでしたか、気になる点などありましたらお願いします。</p>
奥村 推進委員	特に問題ないと思います。
議 長	事務局から補足説明はありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	事務局からの補足説明はないとのことですので、以上をもって報告とさせていただきます。
	次に報第 35 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局より報告願います。
事務局次長	<p>14 ページをご覧ください。報第 35 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による届出について。</p> <p>別表のとおり農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、委員会に報告するものとする。15 ページをご覧ください。</p>
	(朗読)
	以上です。
議 長	事務局から補足説明はありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	<p>事務局からの補足説明はないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。</p>

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

-----  
2 番

-----  
3 番  
-----